

議 案 第 32 号

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法の改正に伴い、市税の猶予制度に関する規定及び固定資産税等に係る課税の特例に関する規定を定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、各種税目の減免申請等において個人番号・法人番号を活用するための規定を設けるほか、所要の整備を行うため。

松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の6条を加える。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第6条の2 法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が指定する月に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第6条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第4号に掲げる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(徴収猶予の取消し)

第6条の4 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第6条の5 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が指定する月に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

4 法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権とする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第6条の6 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権とする。

3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、各月に分割して納付し、又は納入させる方法と

する。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が指定する月に分割して納付し、又は納入させるものとする。

4 第6条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第6条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (4) その他市長が必要と認める事項

6 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第6条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

7 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第6条の3第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第6条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第5項第3号に掲げる事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

9 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第6条の7 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第19条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第29条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）」を加える。

第55条第2項第1号中「及び氏名（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）」を「若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第1号及び第95条第1項第1号中「名称」の次に「並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」を加える。

第108条第2項第2号中「住所又は」の次に「事務所若しくは事業所の」を、「名称」の次に「並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」を加える。

第109条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第133条第2項第1号、第148条第1項第1号及び第2項第1号並びに第150条第2項第1号中「名称」の次に「並びに個人番号又は法人番号（個

人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」を加える。

附則第19条中「第27条第1項」の次に「、第27条の2第1項」を加える。

附則第21条の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第19条第1項」に、「配当所得の金額（」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令附則第16条の2の11第3項に定めるところにより計算した金額（」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「所得割」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第19条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、所得割」に、「上場株式等の配当等に係る配当所得について」を「特定上場株式等の配当等に係る配当所得について」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第27条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「第19条及び」を「第19条第1項及び第2項並びに」に、「第18条第6項」を「第18条第5項」に改め、「当該所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る

所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第27条の次に次の1条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第27条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第19条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第19条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第27条第1項」とあるのは「附則第27条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第29条第5項第3号中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える。

附則第31条中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合（固定資産税に係る部分に限る。）は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
附則第31条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第32条第8項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改め、同条第9項第1号中「名称」の次に「並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」を加える。

附則第42条中「第41条第9項各号」を「第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「第41条第9項」を「第41条第8項」に改める。

附則第43条第1項第1号中「名称」の次に「並びに個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）」を加える。

附則第50条の見出し中「第15条第36項」を「第15条第18項等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、5分の3（都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合（都市計画税に係る部分に限る。）は、2分の1）とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第31条及び第50条の改正規定並びに附則第4条第3項から第6項まで、第8条及び第9条の規定 公布の日
- (2) 第6条の次に6条を加える改正規定及び次条の規定 平成28年4月1日
- (3) 第19条並びに附則第19条、第21条及び第27条の改正規定、第27条の次に1条を加える改正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成29年1月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松戸市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の2から第6条の4まで及び第6条の7（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第6条の5及び第6条の7（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価

の猶予については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第6条の6及び第6条の7（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第19条第5項並びに附則第19条、第21条、第27条、第27条の2及び第29条第5項の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第29条第7項の規定は、施行日以後に行われる同項の規定による申告について適用し、施行日前に行われるこの条例による改正前の松戸市市税条例（以下「改正前の条例」という。）第29条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

- 4 改正後の条例第55条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第55条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 改正後の条例第89条第2項第1号、第95条第1項第1号並びに附則第32条第8項第1号及び第9項第1号並びに第43条第1項第1号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第89条第2項に規定する申請書又は改正後の条例第95条第1項並びに附則第32条第8項及び第9項並びに第4

3 条第 1 項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第 8 9 条第 2 項に規定する申請書又は改正前の条例第 9 5 条第 1 項並びに附則第 3 2 条第 8 項及び第 9 項並びに第 4 3 条第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第 3 1 条第 6 項の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に取得された平成 2 7 年改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法（以下「平成 2 7 年新法」という。）附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 改正後の条例附則第 3 1 条第 7 項の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に取得された平成 2 7 年新法附則第 1 5 条第 3 0 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 改正後の条例附則第 3 1 条第 8 項の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に取得された平成 2 7 年新法附則第 1 5 条第 3 1 項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 改正後の条例附則第 3 1 条第 1 2 項の規定は、平成 2 7 年 4 月 1 日以後に新築された平成 2 7 年新法附則第 1 5 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 5 条 改正後の条例第 1 0 8 条第 2 項第 2 号及び第 1 0 9 条第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第 1 0 8 条第 2 項並びに第 1 0 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第 1 0 8 条第 2 項並びに第 1 0 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第6条 改正後の条例第133条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第133条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第7条 改正後の条例第148条第1項第1号及び第2項第1号並びに第150条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第148条第1項及び第2項に規定する申告書又は改正後の条例第150条第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第148条第1項及び第2項に規定する申告書又は改正前の条例第150条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 改正後の条例附則第50条第1項の規定は、平成27年4月1日以後に取得された平成27年新法附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

(松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 松戸市市税条例の一部を改正する条例(平成27年松戸市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第14条の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、「改め、同条第3項中「政令」を「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)」に」を削る。